

東山口地区まちづくり協議会規約

第1章 総論

(名称)

第1条 本会は、東山口地区まちづくり協議会（以下「まち協」という。）と称する
(事務所)

第2条 まち協の事務所を東山口地域生涯学習センターに置く
(目的)

第3条 まち協は、東山口地区民が知識や経験・創造性を活かし、連携（協働）して地域課題の解決に取り組み、豊かで安心して暮らせる地域社会の実現を目指す
(用語の定義)

第4条 この規約において、各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる

- (1) 構成員 まち協を構成する個人をいい、団体の場合はその団体に属する個人をいう
- (2) 代議員 構成員の総意を総会に反映するため選任され、総会を構成する一員として議決権を行使する（別表3に定める）
- (3) 事業部 具体的な事業を行っている組織をいう

(区域)

第5条 まち協の区域は、東山口地区の範囲とする
(構成組織と構成員)

第6条 まち協は、東山口地区に居住する区民及び東山口地区において活動する市民団体並びに事業所をもって構成する
具体的には別表1の「東山口地区まちづくり協議会組織図」並びに別表2「東山口地区まちづくり協議会構成図」による

(事業)

第7条 まち協は、第3条の目的を達成するため、以下の事業を行う

- (1) 地区内全体で取り組むべき事業及び地域課題の洗い出しと、この課題解決のための企画立案、調整等に関する事
- (2) 既存事業の検証及び改善に関する事
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関する事
- (4) 地区内住民の意思をまちづくりに適切に反映させる事
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成と選出に関する事
- (6) その他、まち協の目的達成のために必要な事業に関する事

第2章 組織及び役員等

(組織)

第8条 まち協は、総会、理事会、企画委員会及び区長会、地域生涯学習センター、地区福祉協議会、協働事業部、特別プロジェクトをもって構成する

- 2 企画委員会に事務局と会計を置く
- 3 まち協に監査を置く

4 特別プロジェクトは目的を達成した場合は解散する
(役員の種別)

第9条 まち協に、次の役員と人数を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 企画委員長 1人
- (4) 理事 20人前後
- (5) 事業部長 4人
- (6) 事務局長 1人
- (7) 事務長 1人
- (8) 会計 1人
- (9) 監事 2人

(役員の決定)

第10条 会長、副会長、企画委員長、事務局長、事務長、会計及び監事は、企画委員会において選出し、総会で承認を得る

2 理事は、「別表4」に定められた者をもって充てる

3 事業部長は、企画委員会を選出し、総会で承認を得る

(役員の職務)

第11条 まち協の役員は、次の職務を行う

- (1) 会長は、まち協を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する
- (3) 理事は、まち協の運営に参画し、会務の執行にあたる
- (4) 企画委員長は、まち協事業全般を統括する
- (5) 事業部長は、各部会を代表し、事業部を統括する
- (6) 会計は、まち協関連出納事務を処理し、会計事務の帳簿及び書類を管理する
- (7) 事務局長は、まち協の運営及び活動に伴う事務を統括する
- (8) 事務長は、事務局長を補佐し、まち協の運営及び活動に伴う事務にあたる
- (9) 監事は、まち協の会計及び資産の状況を監査する

(役員の任期)

第12条 まち協の会長の任期は、2年とする。

2 まち協の副会長、理事、事業部長、会計、事務局長、事務長及び監事の任期は原則2年とする

3 役員は、再任されることが出来る

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする

(相談役)

第13条 まち協は、必要に応じて、総会の承認を得て、相談役を置くことができる

2 相談役の任期は2年とする

(総会の種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする

(総会の構成)

第15条 総会は、役員のほか、構成員から選出された代議員をもって構成する

2 代議員の定数は50人以内とし、代議員は、別表3に定められた者をもって充てる

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、並びに日時及び場所を示して、開会の14日前までに文書をもって通知しなければならない

3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない

(総会の定足数)

第18条 総会は、代議員の3分の2以上の出席(委任状含む)をもって成立する

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、代議員の中から選出する

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

2 総会を開催することが困難な場合、理事会の承認を得て、総会を開催しないで書面により決議することができる

(総会の審議事項)

第21条 総会は次の事項を審議し、決定する

(1) 事業計画並びに収支予算に関する事

(2) 事業報告並びに収支決算に関する事

(3) 規約の制定及び改廃に関する事

(4) 役員の承認に関する事

(5) 地区まちづくり計画に関する事

(6) 企画委員会の答申に関する事

(7) その他必要と思われる事項に関する事

(総会の公開)

第22条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は、総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる

(理事会の構成)

第23条 理事会は、別表4に定める役員をもって構成する

(理事会の招集と議長)

第24条 理事会は、会長が招集する

- 2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する
(理事会の審議事項と議決)

第25条 理事会は、次の事項を審議し、決定する

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 企画委員会の協議事項及び委員の選出に関する事
 - (4) 総会に付議すべき事項のうち、総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会での審議事項の議決は、原則多数決で行う
 - 3 状況によっては理事会への出席者を絞り、委任状による決議も可とし、審議事項の書面を事前配布のうえ、書面決議も可とする

(企画委員会の構成と運営)

第26条 企画委員会の委員は、区長会、学習センター、地区福祉協議会、協働事業部の役員から概ね10名を理事会において選出して構成する

- 2 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する
- 3 委員会は、委員長が招集し、議長として議事を整理する
- 4 必要に応じ有識者、経験者に当委員会への出席を要請することができる
- 5 委員会の事務は、事務局が担当する

(企画委員会の協議事項及び決定事項)

第27条 企画委員会は、既存組織では解決できない課題、近い将来発生すると思われる課題について協議する

- 2 委員長は、決定事項を会長に答申する。
- 3 会長は、答申された決定事項を、理事会の議を経て総会に付議する

(事業部の構成)

第28条 まち協に次の事業部を置く

- (1) 区長会
- (2) 地域生涯学習センター
- (3) 地区福祉協議会
- (4) 協働事業部
- (5) 特別プロジェクト

(事業部の役割)

第29条 事業部は、第3条の目的を達成するための事業を企画調整し実行する

- 2 事業部の会議は、事業部長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を協議する
 - (1) 各事業部の事業計画及び予算に関する事
 - (2) 各事業部の実績報告及び決算に関する事
 - (3) その他事業部運営等に必要な事項に関する事
- 具体的には各事業部の規約による

第3章 会 計

(経費)

第30条 まち協の経費は、市交付金、地区各種団体からの助成金及びその他の収入をもつて充てる

(会計年度)

第31条 まち協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(会計帳簿の整備)

第32条 まち協は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する

2 まち協は、構成員から帳簿の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限りこの閲覧を認めなければならない

(監査)

第33条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する

第4章 雑 則

(委任)

第34条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める

附 則

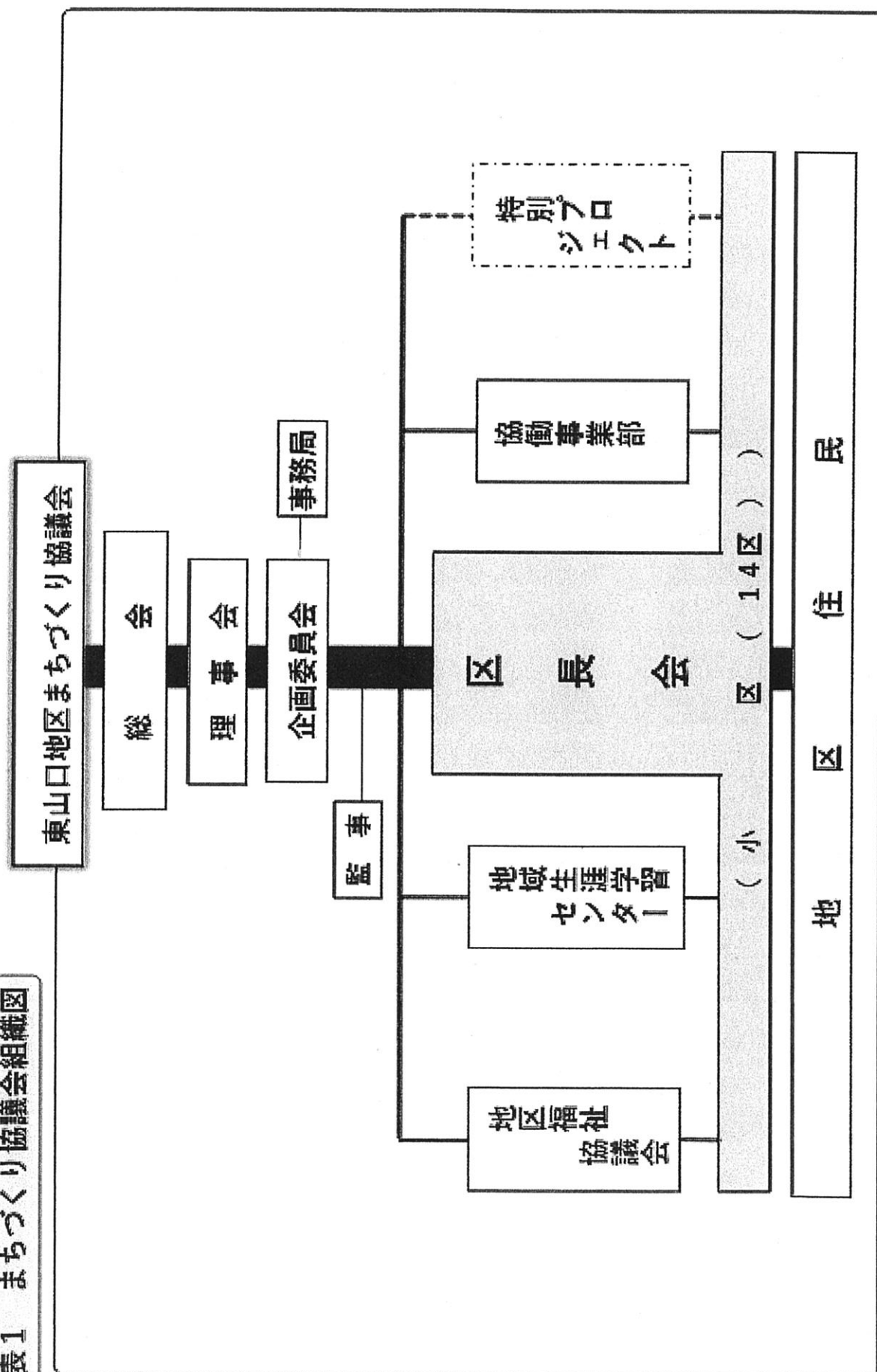
この規約は、平成28年4月1日から施行する

規約の一部改正 平成29年5月21日

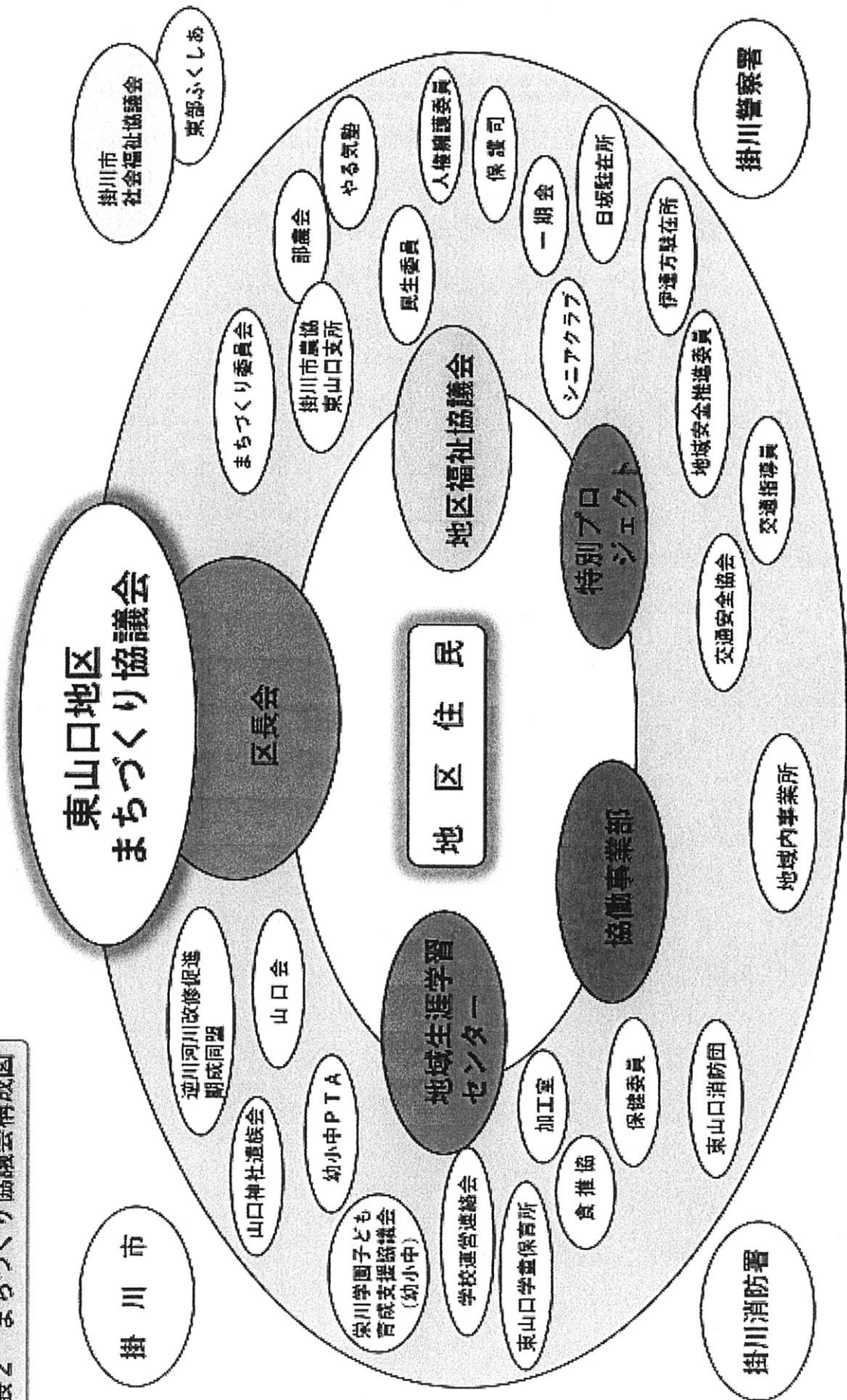
規約の一部改正 令和元年5月19日

規約の一部改正 令和2年5月24日

別表1 まちづくり協議会組織図



別表2 まちづくり協議会構成図



別表 3

代議員	副区長(又は代理)〈14人〉、女性委員(正)〈14人〉、農協理事、 農地利用最適化推進委員、地域コーディネーター、栄川中学校PTA 会長(又は副会長)、東山口小学校PTA会長、さかがわ幼稚園PTA 会長(又は副会長)、シニクラブ会長、代表部農会長、消防分団長、 民生・児童委員代表、保護司代表、保健活動推進委員代表、食生活 推進協議会委員代表、交通指導員代表、地域補導員、山口会代表、 祭り青年会代表〈2人〉 および 列記した団体等に属さない構成員で会長 が認める者
-----	--

別表 4

理 事	区長会長、副区長会長、区長、地域生涯学習センター長、同事務長、 地区福祉協議会長、同企画委員長、協働事業部長 女性代表〈区長会の推薦による。2～3人〉
-----	---